

津山市監査委員告示第5号
平成31年3月1日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年度の財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 30 年度

財政援助団体監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の対象

団体名	つやま産業支援センター
所在地	津山市山北663番地（津山市役所東庁舎内）
財政援助の名称	つやま産業支援センター補助金
所管部署	産業経済部みらい産業課

第2 監査の期間

期間	平成30年11月2日から平成31年2月28日まで
委員による聴取日	平成31年2月8日

第3 監査の範囲及び方法

津山市が平成29年度において財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、当該財政援助に係る出納事務の執行が適正であるか、交付した目的に沿って事業が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、対象団体及び所管部署から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合のほか、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

第4 団体の概要

1 設立及び目的

平成27年4月、産学金民官の連携のもと、産業振興に関する企画・立案、津山地域の中小企業・小規模事業者等の事業継続・成長支援、及び創業支援等の事業を積極的に行うことにより、津山市の産業の集積と発展、並びに雇用の維持・創出に寄与することを目的に設立した。

2 事業内容

- (1) 産業振興施策の企画及び立案
- (2) 雇用の創出・維持に関すること。
- (3) 企業支援に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 人材の確保及びマッチングに関すること。
- (6) 企業間連携・産学金民官連携及び産業クラスター形成に関すること。
- (7) 創業支援に関すること。
- (8) 企業等の情報収集及び情報発信に関すること。
- (9) 関係機関との連携促進に関すること。
- (10) その他、支援センターの目的を達成するために必要な事業

3 組織の状況

センター長 1 人（津山市副市長）、副センター長 1 人（本市産業経済部長）、
監事 2 人、事務局（事務局長 1 人（本市みらい産業課長）、事務局次長 1 人（同課
主幹）、事務局員 6 人、統括マネージャー 1 人、コーディネーター 3 人）

この他に本センターの事業推進を図るため次の協議体を設置

- ・運営協議会（会長 1 人、副会長 2 人、委員 13 人、顧問 3 人）
 - ・企画運営会議（委員 8 人、オブザーバー 1 人）
 - ・金融支援会議（委員 8 人）
- （平成 30 年 11 月 1 日現在）

4 財政援助の内容

平成 29 年度は、つやま産業支援センター補助金 122,304,000 円を交
付している。同補助金は、本市の経済成長と雇用増進を図ることを目的として、地
域内発型の産業振興を担うため設置した「つやま産業支援センター」の運営に係る
経費の一部を補助し、その活動を支援するものである。

第 5 監査の結果

財政援助に係る出納及びその他の事務の執行について監査した結果、次のとおり
改善を求める事項があったので、必要な措置を講じられたい。また、直接口頭など
により意見のあった事項についても改善に向けて取り組まれたい。

1 つやま産業支援センターに関する事項

【指摘事項】

- (1) つやま企業サポート事業補助金の交付申請書の交付申請日、交付申請額、事業
実施予定期間等について鉛筆書きのものや、記入漏れのもので散見された。また、
同補助金の実績報告書においても同様のことが散見された。併せて各提出書類に
は受付印等が押印されておらず收受した日が不明であった。申請書・実績報告書
については、必要な記載事項を漏れなく記載し、容易に消せるもので記載しない
よう申請者に記載指導するとともに、各提出書類については收受した日が分かる
ように事務処理をされたい。
- (2) 現金及び通帳は金庫に保管され、金庫の鍵を事務局長が管理していたが、出納
事務等に係る印鑑は鍵を施錠していない状態でキャビネットの引出しに保管され
ていた。担当者一人で公金等の支払が容易にできる状態をなくすため、印鑑は管
理監督者が厳重に管理されたい。

(3) つやま産業支援センター賛助会費等の現金を領収した際、現金出納簿が整備されていなかった。業務上のミスや盗難等の不正の防止を図るため、現金を受領した後の毎日の締め時に別の職員により、件数、内容及び金額の確認を行った後、最終的に所属長の確認を得るよう現金出納簿を整備されたい。

(4) つやま産業支援センターにおいて現金領収するものについては全て領収書を発行しているが、領収書の控えが作成できていないものがあつた。領収書の交付と併せて控えを作成し保管されたい。

【要望事項】

(1) つやま企業サポート事業補助金に係る交付決定等の決裁について、事務決裁規程が定められておらず、副センター長決裁のもの、事務局長決裁のものなど職員の権限と責任の範囲が不明確となっている。事務決裁規程を定め、職員の権限と責任の範囲について整理されたい。

(2) 現金出納について、収入伝票及び支出伝票により予算執行しているが、同伝票はすべて事務局長決裁となっている。執行金額及び内容等により、センター長又は副センター長決裁の要否について整理されたい。

(3) 郵便切手については、月に1度、郵便切手受払簿と切手の枚数をチェックしているとのことであつたが、切手の購入時及び使用時にその都度、在庫の確認を行われたい。

2 みらい産業課に関する事項

【指摘事項】

(1) つやま産業支援センターの出納事務等に係る印鑑については、鍵が施錠されない状態でキャビネットの引出しに保管されていた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、公金等の収支や保管に係る印鑑等は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう管理を徹底されたい。

第6 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

つやま産業支援センターは、産学金民官の連携のもと、産業振興に関する企画・立案、津山地域の中小企業・小規模事業者等の事業継続・成長支援、及び創業支援等の事業を積極的に行うことにより、津山市の産業の集積と発展、並びに雇用の維持・創出に寄与することを目的に平成27年4月に設置された。

本センターでは、「産業の集積と成長」、「個別企業の支援」、「U・Iターン創業等の支援」、「産業人財の育成」の4つの重点事項を掲げ、幅広い事業展開を行っている。

「産業の集積と成長」では、津山地域の中小企業の持つ潜在力を地域産学官等による産業支援の枠組みを融合させて引き出す基盤事業「つやまイノベーション・プラットフォーム事業」を推進しており、本事業は内閣府の地域創生に係る特徴的な取組事例にも認定されている。

具体的には、将来地域企業の柱となり得る新規性の高い事業の技術開発、大型の市場を狙える商品等を重点的に選択して支援している他、金属産業を担う企業集団の「津山ステンレス・メタルクラスター」に対して、次世代産業への参入及び技術力向上、販路開拓、企業連携の強化等の支援を行っている。

「個別企業の支援」では、個々のニーズに沿ったサポートを行えるよう、公的支援機関と連携・役割分担しながら、積極的に企業訪問及び相談対応を行っている。また、企業の経営課題に応じた専門家の派遣、下請け等からの事業転換を目指した自社製品の試作品開発費用の一部を補助する等、高付加価値商品の開発や販路開拓を支援している。

「U・Iターン創業等の支援」では、金融機関及び公的支援機関とも連携し、創業者、創業準備中の人を対象に、サテライトオフィスの開設などを支援するとともに、創業者交流会や個別セミナーを開催している。

「産業人財の育成」では、将来を担う人材を育成するため公的支援機関と連携し、実践的な研修会を開催している。また、平成29年10月に開設された「まちなかカレッジ」では、再就職を目指す女性やシニア、学生まで幅広い層を対象に様々な研修や講座を実施し、リカレント教育の機会を提供している。

以上の取組は、「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標の一つである「あらゆる施策を講じて人口減少・少子高齢化を食い止め、人口構造を維持し、まちの活力を創出する」を達成するための中核を担うものである。

イノベーションにより地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出するため、企業支援を行う他の公的機関と有機的に連携することにより、津山地域のリーディング産業の活性化や、地域企業の高付加価値化を実現するとともに、創業・新事業の促進や産業基盤となる人材の育成に精励されたい。